

軽減税率導入へ詰めるべき課題

対象品目は?
酒を除く飲食物品、生鮮食品、精米などから選ぶ。どこで線引きするか

税額率は?
酒を除く飲食物品すべて対象だと1.3兆円かかり、消費増税の税収が目減り

経理方式は?
専用の伝票をつくるインボイス方式か請求書を活用する簡易方式か。企業の事務負担にどう配慮

▼インボイス(税額票)
商品売手事業者が買手事業者が発行する伝票。商品ごとの税率や税額を書き込む。事業者は顧客から受け取った消費税額から、仕入れ先に払った税額を控除した額を税務署に納める。控除額を証明するインボイスがあれば、消費税の税率が複数になった場合でも、事業者が納めるべき税額を正確に把握できる。

消費増税時の軽減税率

簡易税額票導入軸に

政府・与党 請求書を利用

政府・与党は2017年4月に消費税率を10%に引き上げ、同時に食料品などに軽減税率を導入する際、事業者の事務負担が少ない簡易版インボイス(税額票)の導入を検討する。現在の請求書に対象品目や取引金額を明記する案が軸になる。将来は専用の伝票をつくる欧州連合(EU)並みの厳格なインボイスの採用も議論する。(関連記事2面に)

厳格なEU型も議論

安倍晋三首相は14日、自民党税制調査会の宮沢洋一会長と会談し、消費増税と同時に軽減税率を導入するよう検討を指示した。宮沢氏は近く税調幹部会を開き、軽減税率と簡易版インボイスの検討に入る。公明党とも協議し、年末の2016年度の与党税制改正大綱に盛り込む。軽減税率を導入しているEUでは、モノの売手が買手手に渡す請求書に事業者番号と消費税額、税額の記載を義務づけるインボイスを取り入れている。買手事業者はインボイスをもとに正確な納税額を計算する義務を負う。納税すべき

消費税が事業者の手元に残ってしまう「益税」を防ぐ狙いだ。日本はこれまで請求書には一定期間の取引内容をまとめて書いたり、税込み価格でよかつたりとおおざっぱな区分経理をおこなっている。EU並みのインボイスには「商店など事業者の取引に大きな事務負担が発生し、現場で混乱する」として自民党内に反対論が強い。経済界も反対の構えだ。公明党は請求書に軽減税率の対象商品の取引金額と税率10%の商品の取引金額をそれぞれ大まかに書き込む方法を提案している。軽減税率の取引には印をつけてわかるようにする。日本のいまの

経理区分とEU型の折衷案といえる内容だ。首相は宮沢氏に「公明党とよく話をしてほしい」と指示。政府関係者は公明党の案をもとに、増税時から3〜5年間は簡易版インボイスを採用する。将来はEU型を目指す」と語った。与党は軽減税率の対象品目の線引きも本格的に検討する。これまでの与党協議では酒を除く飲食物品(軽減額約1兆3千億円)、生鮮食品(約3千億円)と、精米だけ(約400億円)の3案が出ていた。公明党は幅広く対象にする考えだが、自民党内では「対象品目を広げると社会保障財源が少なくなってしまう」という意見が多い。